

平成30年第4回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成30年4月20日 開会

平成30年4月20日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成30年第4回教育委員会定例会

平成30年4月20日（金）

午前9時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
  - 報告第12号 平成30年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成30年4月分）について
  - 報告第13号 臨時代理の報告について（学校管理規則の一部改正について）
  - 報告第14号 平成30年度新十津川町立学校主任等の命免について
  - 報告第15号 平成30年度一般会計補正予算（第1号）教育予算について
  - 報告第16号 平成30年度新十津川町新規奨学生の選定について
  - 報告第17号 平成30年度新十津川町立小中学校の特別支援学級設置状況について
- 5 議案審議
  - 議案第14号 新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史  
新 田 右 子  
荒 山 直 人  
近 藤 陽 介  
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	中 畑	晃
主 幹	富 田	豊
学校教育グループ長	西 村	幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまから、平成30年第4回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいりたいと思いますが、4月1日の付けのですね、人事異動に伴いまして、この定例会の書記に変更がございました。学校教育グループ長がその任にあたっておりますが、坂下前グループ長から西村グループ長が書記となったことを報告いたします。よろしくお願いたします。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

続きまして、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、近藤両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告を願います。

◎中畑事務局長

それでは、行事報告につきましては、主幹の富田からご報告申し上げます。

◎富田主幹

それでは、私の方からご説明させていただきます。お手元の行事報告をご覧くださいと思います。3月28日から本日4月20日までの行事をまとめておりますのでご説明申し上げます。4月6日、小学校、新十津川小学校、中学校の入学式。委員の皆さんに出席いただきました。入学者数につきましては、小学校1年生が男子21人、女子24人ということで45名、中学生、中学1年生につきましては、男子31人、女子24人ということで合計55名、55人が入学しております。4月8日、新十津川町子ども会育成者連絡協議会の総会が改善センターで開催されました。日程と29年度の事業報告、30年度の事業計画を審議されました。役員改選が行われまして、会長には菊水区子ども会の岩田考さん、副会長には橋本区子ども会の西野希、事務局長には文京区子ども会の坂下佳則さんがそれぞれ選出されております。4月9日、新十津川農業高校の入学式がございました。久保田教育長、荒山委員、近藤委員に出席いただきました。新1年生25名が入学されておられまして、そのうち新十津川中学校出身者が2名が入学しております。資料には掲載あ

りませんけれども、4月9日、新十津川文化スポーツ少年団本部理事会が改善センターで開催されまして、8団体7名、職員2名、私と萩原主事が出席しておりますが、9名参加しております。平成29年度の事業報告、30年度の事業計画が審議されております。役員改選が行われまして、本部長にはミニバスケットボールの少年団の笹木裕一さん、副本部長にはサッカー少年団の本間佐奈恵さん、事務局長には中央剣道少年団の山内祐子さんがそれぞれ選出されております。4月14日、新十津川小学校の参観日、4月15日、新十津川中学校授業公開研究会、こちらにつきましては、両日とも久保田教育長が出席しております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第12号平成30年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成30年4月分)について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。表の内容について説明させていただきます。小学校では前年度の3月に6年生55人が卒業したのに対しまして、新年度4月に1年生45人が入学してございます。在校生につきましては、前年度3月からの比較ということで1段ずつ読み替えていただければと思います。人数に異動があった学年といたしましては、小学校では新しく第2学年となった児童は1名増で55人、第3学年となった児童は2名減で51人、第5学年となった児童は1人増で45人ということで合計311人となっております。前月と比較しまして10人減となっております。特別支援学級は合計数の内数ですが2人増で9人でございます。中学校につきましては、3月に63人が卒業したのに対しまして、4月に55人が入学いたしました。第2学年、第3学年となった生徒は進級時に増減がございませんでしたので、よって合計は165人で、前月と比較しまして8人の減となっております。特別学級は合計数の内数ですが1人増で7人となっております。小中合わせまして476人で、前年度3月に比べ18人の減となったところがございます。特別支援学級につきましては内数ですが16人で3人の増となったものでございます。以上をもって報告第12号の報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第12号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第12号は、報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第12号平成30年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成30年4月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第13号臨時代理の報告について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の5ページをお開き願います。1 報告事項、新十津川町立学校管理規則の一部改正について。2 内容、別紙のとおりとしておりますので、先に3の改正理由について申し上げます。今回の改正は、北海道立学校管理規則に準じた改正となっております、北海道教育委員会の規程に準じて準拠して進めてまいりたいとするものでございます。それでは、別紙の改正内容について説明させていただきますので6ページをお開き願います。改正規程について順を追って説明いたします。まず第4条の次に次の1条を加えることといたしまして、第4条の2としまして、専門事務主任を置くことができる旨の規程を追加し、この専門事務主任の基準については別に定めることとしております。そこで、その別に定める内容について補足で説明させていただきますけれども、専門事務主任等の命課基準といたしましては、3つ項目あるわけなんですけれども、1つ目として、専門事務主任又は指導専門員としての職務遂行能力があること、それから2番目といたしまして、2次評価者、校長になるわけですが、校長による直近3回の能力評価及び業績評価がいずれもC以上であること、それと3番目といたしまして、事務主任又は専門員としての在職年数が9年以上としてございます。その要件を満たした方について専門事務主任等を命課するということとしてございます。次に第5条の2に次の2条を加えることといたしまして、第5条の3で指導専門員、第5条の4で専門員を置くことができる旨の規程を新たに追加しております。指導専門員と専門員の基準につきましても別に定めるとしてありますが、対象となるのは学校栄養職員をもって充てることとしております。これについてもその別に定める命課基準について補足で説明させていただきますけれども、1つ目としては専門員としての職務遂行の能力を有しているということ、それから2つ目として2次評価者、これも校長になるわけですが直近1回の能力評価及び直近2回の業績評価がいずれもC以上を満たしているということ、3番目として在職年数が大卒の場合ですと8年以上、短大ですと10年以上、高卒の場合ですと12年以上在職年数を有していることとしております。新旧対照表につきましては8ページ、9ページに掲載しておりますのでご確認をしていただければと思います。なお、附則といたしまして、この改正規則は、平成30年4月1日から施行してございます。以上、報告第13号の内容とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第13号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第13号は、報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第13号臨時代理の報告については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第14号平成30年度新十津川町立学校主任等の命免について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の11ページをお開き願います。任免の一覧につきましては、別紙のとおりといたしておりますので12ページをご覧いただきたいと思えます。まず新十津川小学校ですが、新年度に新たに命じた日は4月4日としております。教務主任に松岡教諭、学年主任につきましては、第1学年から第6学年まで上から順に1年辰口教諭、2年有田教諭、3年森川教諭、4年奥山教諭、5年熊谷教諭、6年平川教諭でございます。保健主事は梅津養護教諭、司書教諭は庄田教諭でございます。なお、前任者の氏名は表の右欄に掲載のとおりでございます。次に中学校でございますけれども、新年度に新たに命じた日は同じく4月4日としてございます。教務主任に平野教諭、学年主任につきましては第1学年から第3学年まで上から順に1年桑島教諭、2年谷島教諭、3年小野寺教諭でございます。生徒指導主事は亀谷教諭、進路指導主事は庄司教諭、保健主事は廣瀬養護教諭でございます。前任者の氏名については同じく右の表に掲載のとおりでございます。以上、報告第14号の内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第14号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第14号は、報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第14号平成30年度新十津川町立学校主任等の命免については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第15号平成30年度新十津川町一般会計補正予算(第1号)教育予算について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書13ページをお開き願います。なお、この補正予算につきましては、4月13日の臨時議会に提案をいたしまして、同日に議決をいただいているところでございます。それでは、内容について説明させていただきますので、14ページ、15ページをご覧ください。今回の補正につきましては、図書館の維持管理に要する経費とそっち岳スキー場管理運営に要する経費を補正させていただいております。まず、10款4項4目図書館費では、11節需用費の修繕料で398,000円を増額したものでございます。内容と

いたしましては、この冬の豪雪によりまして図書館の庭にある東屋の軒が破損してしまったためこれを修繕するための費用でございます。異常とも言える大雪の中、図書館においても利用者の安全を図るべく正面玄関の雪庇落としを中心に作業にあたっていたところでございますが、雪のしまりを見計らって庭の雪庇の、東屋の雪庇落としの作業にかかったわけなんですけれども、既にそのときには破損していたという状況でございました。結果といたしまして、東屋についても早めの対応をすべきところではございましたが、今回このような事態になったということでございます。今後、同様のことが起こらぬように早めの管理に努めてまいりたいと思っておりますので、この場を借りてお詫びを申し上げます。次に10款第5項2目の体育施設管理費でございますが、18節備品購入費で42,498,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、約20年間使用してきたそっち岳スキー場の圧雪車のエンジンが2月に故障いたしまして、代替車両により運営を図ってきたところでございますが、その修理費の概算見積が出た結果ですね、修理に莫大な費用を要するということが判明したものでありまして、まあ結果として修繕を取りやめて新規に1台購入することとして補正計上したものでございます。なお、財源につきましては、過疎債を活用することとしてございます。以上、報告第15号の内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第15号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

圧雪車は地方債を使うということですが、償還年数は何年になるのでしょうか。

◎富田主幹

償還は12年で3年据え置きということですから、実質9年です。

◎松倉委員

ありがとうございます。それはそれとして、できるだけ長い期間有効に使うようにお願いいたします。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第15号は、報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第15号平成30年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）教育予算については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第16号平成30年度新十津川町新規奨学生の選定について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書17ページをお開き願います。1つ目、新規奨学生の人数は7人でございます。総額は10,650,000円で前年度に比べまして890,000円の増となっております。なお、貸付にあたりましては、成績、世帯の所得状況、本人の健康状態を確認させていただいております。3月までには在学していた学校長の推薦を受けております。以上、報告第16号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第16号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎西村グループ長

返済につきましては、大学を卒業後1年間経ったのち返済が開始されます。高校生については5年間、短大、専門学校は7年、大学は10年間の、期間です。

◎近藤委員

毎月、定額とかっていうわけではないんですね。

◎西村グループ長

決めていただくのは毎年いくら返していただくか、だいたい皆さん均等に返していただいております。

◎近藤委員

今のところ、滞っている人とかそういうの、状況はないですか。皆さん順調に。

◎中畑事務局長

この奨学金の貸付額については、額を増額させていただいているような状況もあるわけなんですけれども、29年度において、滞納状況に入った方が1名おります。その方については、本人、親と交渉しながら、遅れぎみながらも返していただくように今あたっているところでございます。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかにごございませんか。



◎久保田教育長  
よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長  
報告第16号は、報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長  
異議なしと認めます。したがって、報告第16号平成30年度新十津川町新規奨学生の設定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第17号平成30年度新十津川町立小中学校の特別支援学級設置状況について、事務局より説明願います。

◎中畑事務局長  
それでは、議案書21ページをお開き願います。表をご覧ください。新十津川小学校は、知的学級が4人、情緒学級についても4人、言語学級が2人で合計で3学級の10人となっております。これは、4月16日現在の人数でございますので、先ほど報告第12号で説明させていただいた9人から1人増、増えているという状況になってございます。新十津川中学校は、知的学級が2人、情緒学級が4人、虚弱が1人で合計3学級の7人となっております。下の表につきましては、参考として昨年度の設置状況を示させていただいております。比較しますと、小中合わせて6学級は変わらないわけですが、人数は13人から16人へ3人増えた状況でございます。以上、報告第17号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長  
報告第17号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長  
報告第17号は、報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長  
異議なしと認めます。したがって、報告第17号平成30年度新十津川町立小中学校の特別支援学級設置状況については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第14号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長  
議案書23ページをお開き願います。1任命しようとする者、表をご覧ください。小学

校からは学校長といたしまして岩城校長、その他教育委員会が必要と認める者といたしまして千石教頭、特別支援教育コーディネーターからということで片岡教諭と植田教諭の4名について小学校から選任、任命したいとします。中学校からは小学校と同じく國行校長と坂本教頭に、そして、特別支援教育コーディネーターから東教諭の3人を任命したいとします。次に新十津川町保健福祉課の職員ということで、岡田健康グループ長、池田介護・福祉グループ主査、加藤保健師の3人です。最後に、教育委員会の職員ということで中畑と西村の2人を任命したいとします。任期につきましては、任命の日から平成31年3月31日までといたしております。なお、任命の日につきましては5月25日を予定しているところでございます。提案理由といたしまして、新十津川町特別支援教育連携協議会規則第3条第2項の規定により委員を任命することにつき、教育委員会の議決を求めるというものでございます。以上、議案第14号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第14号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第14号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎中畑事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、平成30年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前9時40分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 近 藤 陽 介